

## 第2章 基地の整理・縮小

## 第1節 概要

復帰前の沖縄の米軍基地の実態は、密度、機能においても本土のそれとは比べものにならないものがあった。

昭和46年11月24日、第67回国会では、「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべき」ことが決議されるなど、本県の米軍基地の整理が進むかにみえた。

しかしながら、復帰時（昭和47年5月15日）に28,661ヘクタールあった沖縄の米軍基地は、その後、日米安全保障協議委員会（S C C、いわゆる「2+2」、以下この節において「S C C」）で合意された米軍基地の整理・統合計画等に基づいて徐々に返還が進められているものの、今なお、県土面積の10.2パーセントにあたる23,302ヘクタール（平成19年3月現在）が存在している。特に、人口、産業が集中する沖縄本島では18.4パーセントを占めるなど高密度の状況にあり、道路網の整備、計画的な都市づくりや産業用地の確保の支障となるなど、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっている。

このため、県は基地の整理・縮小を県政の最重要課題として位置づけ、基地の整理・縮小を含めた本県の基地問題解決の促進を日米両政府に対し強く訴えてきた。

沖縄の基地問題については、平成7年の米軍用地の強制使用問題や、同年10月の県民総決起大会、平成8年の県民投票など一連の動きの中で、全国的な問題として日米両政府を動かすこととなった。

このような状況の下、平成7年11月に、本県の米軍基地について協議する機関として、政府と県の間には「沖縄米軍基地問題協議会」が、さらに、日米両政府の高官レベルの協議機関として「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O=Special Action Committee on Okinawa）」が設置された。

平成8年（1996年）12月、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することなどを内容とするS A C O最終報告が合意された。

県としては、本県が戦後60年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ずS A C Oで合意された普天間飛行場を含む11施設5,002ヘクタールの整理縮小を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると考えている。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、沖縄県は、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、S A C Oで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、平成13年5月、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、平成14年8月、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、平成15年11月、ラムズフェルド米国防長官に対し、平成16年11月、米国議会に設置された「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

日米両国が、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議を進める中、平成17年3月に、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官に対し、米軍再編の中での沖縄県の基地負担の軽減を要請した。

米軍再編の日米協議は、平成17年2月19日のS C C及び、同年10月29日のS C Cにおける協議を経て、平成18年5月1日のS C Cにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意された。

## 第2節 米軍基地の整理・統合計画

### 1 米軍基地の整理・統合計画

本土における米軍基地については、昭和43年12月に開催された第9回日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ、以下、本節において「ＳＣＣ」という。）において策定された、いわゆる「関東計画（関東地域における米軍基地を横田基地に統合する計画）」に基づき、逐次返還及び移設が進められ、現在ではそのほとんどが完了している。これらは、基地周辺地域の急速な都市化に伴い強まった住民の要望に応えたものである。

一方、沖縄県の米軍基地の整理・統合については、昭和48年1月に開催された第14回ＳＣＣにおいて初めて協議・検討がなされ、那覇海軍航空施設の全部、那覇空軍・海軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部の3事案が返還合意された。

さらに、昭和49年1月に開催された第15回ＳＣＣで48事案、昭和51年7月の第16回ＳＣＣで12事案の全部又は一部の返還が了承され、延べ63事案の返還及び移設が進められることとなった。その了承内容は、移設なし返還合意施設が24事案、移設後返還される施設が29事案、引き続き検討される施設が10事案となっている。

また、昭和63年4月、当時の西銘知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄県の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成2年6月19日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、ＳＣＣ事案9件（前述のＳＣＣで了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

### 2 基地の返還状況

復帰後、平成19年3月31日までに返還された米軍基地面積は5,580ヘクタールだが、この間に追加提供された面積等により、実質減少面積は5,359ヘクタールとなり、復帰時の米軍基地面積28,660.8ヘクタールから約18.7パーセント減少したことになる。

返還された米軍基地の大部分は、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理・統合計画に基づくもので、3回のＳＣＣを通して了承された63件のうち、平成19年3月31日までに56件の全部又は一部返還が実現し、面積にして3,003ヘクタールが返還されている。このうち第14回ＳＣＣ事案3件については、昭和62年5月31日の牧港住宅地区の返還をもって480ヘクタール全部の返還が達成され、第15回ＳＣＣ事案48件については44事案、面積にして1,883ヘクタールの一部又は全部が返還され、第16回ＳＣＣ事案12件については、9事案、面積にして640ヘクタールの一部又は全部の返還がなされている。

一方、23事案については、平成19年3月31日までに18事案、面積にして622ヘクタールが全部返還され、2事案、面積にして143ヘクタールが一部返還されており、残りの3事案が未返還となっている。

#### 日米安全保障協議委員会における返還了承事案の処理状況（沖縄県関係）

平成19年3月31日現在（面積単位：千㎡）

ＳＣＣ	返 還 計 画		返 還 済		未 返 還	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
第14回(S48. 1. 23)	3	4,804	3	4,804	0	0
第15回(S49. 1. 30)	48	25,418	44	18,827	4	6,587
第16回(S51. 7. 8)	12	16,218	9	6,403	3	9,815
合 計	63	46,440	56	30,034	7	16,402

注 那覇防衛施設局史（平成19年9月1日発行）より。

## 平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案（23事案）返還状況

平成19年3月31日現在（面積単位：千㎡）

施設名	事案数	確認面積	返還面積	未返還面積	備考 (現在の面積)
北部訓練場	2	4,798	4,798	0	78,332
八重岳通信所	1	192	192	0	37
キャンプ・シュワブ	1	5	5	0	20,626
キャンプ・ハンセン	2	1,653	34	1,619	51,182
恩納通信所	2	624	624	0	全部返還済み
嘉手納弾薬庫地区	2	1,869	1,443	426	26,579
知花サイト	1	1	1	0	全部返還済み
トリイ通信施設	1	38	38	0	1,934
嘉手納飛行場	1	21	21	0	19,872
砂辺倉庫	1	3	3	0	全部返還済み
キャンプ桑江	2	405	400	5	675
キャンプ瑞慶覧	2	469	1	468	6,425
普天間飛行場	1	42	0	42	4,805
牧港補給地区補助施設	1	1	1	0	全部返還済み
工兵隊事務所	1	45	45	0	全部返還済み
那覇冷凍倉庫	1	建物(0.1)	建物(0.1)	0	全部返還済み
陸軍貯油施設	1	43	43	0	1,277
合計	23	10,209.1	7,649.1	2,560	

注 沖縄防衛局の資料による。ただし、備考欄、合計欄は県が作成。

施設名	※	23事案	事案の返還状況	面積(千㎡)
北部訓練場	○	①国頭村伊武部岳地区、東村高江地区	返還済 H5.3.31	4,798
	○	②県道名護国頭線以南の一部	返還済 H5.3.31	(2,558)
八重岳通信所	○	③南側(名護市)及び北側(本部町)	返還済 H6.9.30	192
キャンプ・シュワブ	○	④国道329号沿いの一部(辺野古)	返還済 H5.3.31	5
キャンプ・ハンセン	—	⑤東シナ海斜面部分	未返還	1,619
	○	⑥金武町内の一部	返還済 H8.12.31	34
恩納通信所	○	⑦施設全部	返還済 H7.11.30	624
	○	⑧施設東側部分	返還済 H7.11.30	(260)
嘉手納弾薬庫地区	△	⑨旧東恩納弾薬庫(ごみ焼却用地部分)	返還済 H17.3.31	90
		⑨旧東恩納弾薬庫(陸自継続使用部分)	返還済H18.10.31	584
		⑨旧東恩納弾薬庫部分	未返還	426
		⑨国道58号沿い東側部分、南西隅部分	返還済 H11.3.25	735
	○	⑩嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.25	34
知花サイト	○	⑪施設全部	返還済 H8.12.31	1
トリイ通信施設	○	⑫嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.31	38
嘉手納飛行場	○	⑬南側の一部(桃原)	返還済 H8.1.31	21
砂辺倉庫	○	⑭施設全部	返還済 H5.6.30	3
キャンプ桑江	△	⑮東側の南側	返還済 H6.12.31	16
		⑮東側の北側	未返還	5
	○	⑯北側部分	返還済 H15.3.31	384
キャンプ瑞慶覧	—	⑰泡瀬ゴルフ場	未返還	468
	○	⑱通信ケーブル(登川)	返還済 H3.9.30	1
普天間飛行場	—	⑲東側沿い(市道11号)	未返還	42
牧港補給地区補助施設	○	⑳施設全部	返還済 H5.3.31	1
工兵隊事務所	○	㉑施設全部	返還済 H4.9.30	45
那覇冷凍倉庫	○	㉒施設全部	返還済 H5.3.31	建物 0.1
陸軍貯油施設	○	㉓浦添～宜野湾POL	返還済 H2.12.31	43

※○：返還済 △：事案のうち一部未返還 —：未返還の事案

注：面積欄で( )は、その上記記載の面積の内数となっている。

### 第3節 重要三事案

広大な面積を占める米軍基地は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしており、地域の振興開発や県土の均衡ある発展を図る上で大きな制約となっている。

このため県では、県民生活の安定と基地の集中による県民の負担軽減を図るため、日米両政府に対し、米軍基地の整理・縮小を訴えている。特に次の三事案については、地域の産業振興及び県民生活の安定を図る上で重要な課題となっており、かつ、県民の要望も極めて強いため、平成6年6月の当時の大田知事の訪米要請の際、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年の節目の年（平成7年）までに、その解決を強く求めた。

その後、平成8年12月のSACO最終報告において、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減するため、土地の返還、訓練の改善などについて、移設・代替条件付きにより日米両政府で合意され、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還と県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止については、実現しており、那覇港湾施設の返還については、その全面返還を検討することが日米両政府間で合意されている。

#### 1 那覇港湾施設（那覇市）の返還

那覇港湾施設は、昭和49年1月の第15回日米安全保障協議委員会において、移設を条件に返還合意がなされている。同施設は、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域である。

平成6年12月15日の日米合同委員会において、同施設の移設問題に関する検討を行うため、「那覇港湾施設特別作業班」の設置が認められた。同委員会は、平成7年5月11日、同作業班が行った勧告を承認した。その概要は、①約35.3ヘクタールの代替施設が那覇港港湾計画浦添埠頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（約56.8ヘクタール）の全部及び牧港補給地区に隣接する約50メートルの制限水域の全部を返還する、②牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される、③新しい港湾施設には隣接する約50メートルの制限水域を含む、となっている。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添埠頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月12日に、移設受け入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置され、移設に関連する諸措置、移設受け入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進める等の観点からの県都那覇市の振興事業について、移設が円滑に進められるよう協議しているところである。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市は了承した。代替施設については、那覇港港湾計画に参考記載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場（約14ヘクタール）が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設（約49ヘクタール）の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市は了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

#### 2 読谷補助飛行場（読谷村）におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還

読谷村では人口の増加に伴い、読谷補助飛行場（190.7ヘクタール）を囲む形で住宅地域が広がり、施設周辺の農耕地や住宅地域にパラシュートの訓練兵が降下する等の事故が発生し、33件の事故が確認されている。

同飛行場は狭隘だったため、事故のほとんどが農耕地や民家等の提供施設外への落下であるが、昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等、悲惨な事故も発生しており、地域住民の生活に不安を与えていた。

このように、農耕地や住宅地に囲まれた読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は危険であるため、県や読谷村は、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を強く要請してきた。

平成8年12月のSACO最終報告において、読谷補助飛行場については、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移転された後に返還することが合意された。その後、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを表明し、同年4月に金武町が楚辺通信所の受け入れを表明した。なお、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場において、パラシュート降下訓練は実施されていない。

平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

### 3 県道104号線越え実弾砲撃演習（金武町）の廃止

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルがキャンプ・ハンセン内に位置している。県道104号線越え実弾砲撃演習は、県民の生活道路を演習の度に封鎖するのみならず、キャンプ・ハンセンの訓練区域周辺は住宅、学校、病院等が所在し、使用される155ミリ榴弾砲の射程距離が30キロメートルで訓練区域の規模（東西約13キロメートル、南北約4.2キロメートル）をはるかに上回っており、非常に危険であった。また、着弾地から生じる騒音や振動等、住民生活へ悪影響を与えてきた。さらに、同演習場内ではしばしば山林火災が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていることから、県は繰り返し米軍及び那覇防衛施設局に対し、同演習の中止及び廃止を要請してきた。

SACO最終報告は、平成9年度中に県道104号線越え実弾砲撃演習が日本本土の演習場に移転された後、同演習を取り止めることとした。平成8年8月29日、日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の勧告を受け入れ、県道104号線越え実弾砲撃演習の分散・実施について、矢臼別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5カ所の演習場を移転先とし、訓練は年間最大4回、合計最大35日以内とするなどの内容を承認した。これによって県道104号線越え実弾砲撃演習は、平成9年3月の180回目の実施を最後に、事実上廃止されることになった。

#### 豆知識

##### 海兵隊とは？

海兵隊は海兵陸空任務部隊(Marine Air-Ground Task Forces, 略してMAGTFs)として配備される軍部である。MAGTFsは様々な構成で展開される。例えば小規模の水陸遠征小隊から大規模な海兵遠征軍などである。海、空のどちらからも展開可能で、即応性に富み、その規模や構成において拡張性が高く、持続力もある。水陸両用艦から前方展開する際には、強行的に進入する機能として作戦に貢献でき、また必要に応じ長期間ひとつの地点に留まることが可能である。現役隊員と予備役兵を密接に組みあわせることで海兵隊全体の能力と適応性を高める事ができる。

これらの一般的な性質以外にも、海兵隊は化学・生物物質緊急部隊(CBIRF)という特別な要素を持っており、化学生物物質関係の緊急時にすばやく一次措置を行って対応する。CBIRFは2001年9月11日の同時テロ以来、新しく設立された第4海兵遠征旅団/対テロリズム(4th MEB/AT)に吸収された。

この第4海兵遠征旅団/対テロリズムは米国内外においてテロと闘うために重要な海兵隊の持つ要素・能力を結集して編成された部隊である(2001年9月米国防総省発表の4年期ごとの国防計画見直し(QDR)より)。

## 第4節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

### 1 SACO設置の経緯

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、日米安全保障協議委員会（SCC、いわゆる「2+2」、以下この節において「SCC」）による施設・区域の整理・統合計画により進められてきたが、復帰時の昭和47年5月15日から平成19年3月31日の間、米軍基地（専用施設）の整理縮小は、本土で約59パーセント進んだのに対し、沖縄県については約18パーセントに止まるなど、県民の目に見える形での基地の整理縮小が図られていない。

平成7年（1995年）9月の米軍人による少女暴行事件を契機にした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善、及び基地の整理・統合・縮小に、真剣に取り組むこととなった。

日米両政府は、同年11月1日に来日したペリー国防長官と河野外務大臣、衛藤防衛庁長官との調整を踏まえ、11月19日、APEC（アジア太平洋経済協力会議）で来日中のゴア副大統領と村山総理大臣との会談で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、SCCの下に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会<sup>\*1</sup>（SACO=Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）」の設置を決定した。

### 2 SACO最終報告の概要

平成8年（1996年）12月のSACO最終報告は、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、約5,002ヘクタールの土地の返還に合意するとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止や航空機騒音の軽減措置、さらに日米地位協定の見直しについて、航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車への番号標の取り付け等について一定の改善を図る内容となっている。

県としては、本県が、戦後60年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ず、SACOの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識している。

しかしながら、SACOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要である。

※SACO最終報告の内容は、資料編を参照

---

\*1：後に「沖縄に関する特別行動委員会（SACO=Special Action Committee on Okinawa）」に名称を変更

## SACOの最終報告における土地の返還等

## 1 土地の返還

施設名等	区分	施設面積 (ha)	返還面積(ha) (返還年度(目途))	条 件 等
普天間飛行場	全 部	4 8 1	<b>4 8 1</b> (5～7年以内)	海上施設の建設を追求(規模1,500m等) 岩国飛行場に12機のKC-130を移駐等 嘉手納飛行場における追加的整備等
北部訓練場	過 半	7, 5 1 3	<b>3, 9 8 7</b> (平成14年度末)	海への出入りのため土地約38ha及び水域 約121haを提供 ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設
安波訓練場	全 部	(4 8 0)	<b>(4 8 0)</b> (平成9年度末)	(共同使用を解除) (水域7,895ha)
ギンバル訓練場	全 部	6 0	<b>6 0</b> (平成9年度末)	ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練 場に、その他の施設をキャンプ・ハンセン に移設
楚辺通信所	全 部	5 3	<b>5 3</b> (平成12年度末)	アンテナ施設及び関連支援施設をキャン プ・ハンセンに移設
読谷補助飛行場	全 部	1 9 1	<b>1 9 1</b> (平成12年度末)	パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 楚辺通信所を移設後返還
キャンプ桑江	大部分	1 0 7	<b>9 9</b> (平成19年度末)	海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 (返還面積には返還合意済みの北側部分を含む)
瀬名波通信施設	ほぼ全部	6 1	<b>6 1</b> (平成12年度末)	アンテナ施設等をトリイ通信施設に移設 マイ クロウェーブ塔部分(約0.1ha)は引続き使用
牧港補給地区	一 部	2 7 5	<b>3</b> (国道拡幅に合わせ)	返還に伴い影響を受ける施設を残余の施 設内に移設
那覇港湾施設	全 部	5 7	<b>5 7</b>	浦添埠頭地区(約35ha)への移設と関連 して、返還を加速化するために共同で最 大限の努力を継続
住宅統合		6 4 8	<b>8 3</b> (平成19年度末)	キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在 する米軍住宅を統合
計		9, 4 4 6	<b>5, 0 7 5</b>	
新規提供			<b>▲7 3</b>	(那覇港湾施設35ha、北部訓練場38ha)
合 計		<b>1 1 施設</b>	<b>5, 0 0 2</b>	県内施設面積の約21%減

## 2 騒音軽減イニシアティブの実施

事 案	概 要
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	海軍航空機の運用及び支援施設を、主要滑走路の反対側 に移転。MC-130航空機を主要滑走路北西に移転
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を設置

# SACO最終報告による 米軍施設・区域の返還等



### 3 SACOの進捗状況

#### (1) 土地の返還

##### ア 普天間飛行場

第6節に別記

##### イ 北部訓練場

ヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設することを条件としており、国は、ヘリパッド移設にあたり、ヘリパッド移設候補地の選定に関する環境調査を平成10年12月から平成12年3月まで実施し、平成13年1月に調査結果を公表した。この調査結果において、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、自然環境への影響をより最小限にとどめることのできる移設候補地を選定するため環境調査を継続して実施した。

平成14年6月、国は、環境影響評価条例に準拠した環境影響評価の手続きを開始し、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境評価検討書（環境影響評価方法書に相当）を作成し、平成14年6月21日から7月22日までの間、閲覧に供した。

そして、平成14年11月から平成16年3月までの間、継続環境調査を実施し、これらの結果を環境影響評価図書（環境影響評価書に相当）として平成19年2月21日から3月22日までの間、閲覧に供した。

平成19年3月13日の日米合同委員会でヘリコプター着陸帯移設予定地6箇所のうち、3箇所の建設を実施することが合意され、平成19年7月3日から3箇所の移設工事に着手した。

平成20年1月9日、日米合同委員会でヘリコプター着陸帯残り3箇所の建設を実施することが合意された。

##### ウ 安波訓練場

共同使用が解除され、平成10年12月に返還が実現した。

##### エ ギンバル訓練場

SACO最終報告において、ヘリコプター着陸帯がブルー・ビーチ訓練場に移設され、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後、返還されるとされている。ヘリコプター着陸帯のブルー・ビーチ訓練場への移設について、平成19年6月12日に金武町長が町議会で移設することについて受入を表明し、6月14日に町議会は町長表明を容認する宣言文を賛成多数で可決した。

平成20年1月24日の日米合同委員会で、ヘリコプター着陸帯をブルー・ビーチ訓練場へ移設すること等を条件に、ギンバル訓練場の全面返還が合意された。

##### オ 楚辺通信所

平成18年4月及び11月、日米合同委員会においてキャンプ・ハンセンに建設した代替施設を米側に提供することが合意され、平成18年12月31日に返還された。

##### カ 読谷補助飛行場

平成11年3月24日、伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを正式に表明し、同年4月13日に金武町が楚辺通信所の受け入れを表明した。平成11年10月、日米合同委員会において、移転のため必要となる経費負担などの所要の措置について合意がなされた。平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

##### キ キャンプ桑江

平成15年3月31日、北側部分約38ヘクタールが返還された。

キャンプ桑江の海軍病院の移設については、移設先の宜野湾市が、平成12年7月27日に、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区への受け入れを表明した。また、平成17年1月13日、日米合同委員会においてキャンプ瑞慶覧の普天間地区に海軍病院及び関連施設を移設・整備することについて合意された。

平成18年12月22日、日米合同委員会において海軍病院の建設工事实施が合意され、工事の入札及び契約は平成18年度中に行われたが、平成20年1月現在、移設工事予定地にある文化財調査が行われている。

##### ク 瀬名波通信施設

地主は継続使用を求め、移設先であるトリイ通信施設の楚辺区住民も反対している状況にあったが、平成12年8月17日に開催された楚辺区区民総会において、移設が了承された。これを受け読谷村長から、地元の意向を尊重するとの発言があった。

平成14年3月1日の日米合同委員会において、アンテナ等を含む通信システム、管理・運用施設及び付帯施設をトリイ通信施設内に移設することを条件に、マイクロ・ウェーブ塔部分の土地を除く瀬名波通信施設の大部分（約61ヘクタール）を、日本政府に返還することが合意され、平成18年9月30日、マイクロウェーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールを除く全ての土地約61ヘクタールが返還された。

マイクロウェーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールについては、平成18年10月の日米合同委員会において、トリイ通信施設の一部として同施設へ統合されている。

#### ケ 牧港補給地区（国道拡幅部分）

国道58号の渋滞を緩和するため、拡幅計画を含めた検討がなされ、平成17年8月9日、浦添市長が一部返還に同意した。

なお、平成18年5月1日のSCCにおいて合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において牧港補給地区の全面返還を目指すことが示されている。

#### コ 那覇港湾施設

平成13年11月12日、浦添市長が移設受け入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置され、移設に関連する諸措置、移設受け入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進める等の観点からの県都那覇市の振興事業について、移設が円滑に進められるよう協議しているところである。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市は了承した。代替施設については、那覇港湾計画に参考記載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日のSCCにおいて、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場（約14ヘクタール）が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設（約49ヘクタール）の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市は了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」では、これまで、浦添市によるSACO交付金を活用したまちなと児童センター整備事業、消防訓練塔整備事業、浦添運動公園陸上競技場改修事業、仲西中学校運動場夜間照明等整備事業、浦添児童センター建設事業などの事業やSACO補助金を活用した教育文化施設整備事業、まちなと公園整備事業などの事業の実施について協議が行われた。

「県都那覇市の振興に関する協議会」では、これまで、奥武山公園の野球場と陸上競技場の整備についての那覇市に対する国の支援等が協議されており、現在は、那覇市によるまちづくり支援事業を活用した、野球場の整備が進められている。

#### サ キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧にかかる住宅統合

住宅統合の第1段階措置として、平成11年4月27日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区に、136戸の住宅（高層住宅2棟）及び関連施設を移設・整備することが合意され、平成14年2月に完成し、同年7月に米側へ提供された。

第2段階措置として、平成14年2月7日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のサダ地区に、330戸の住宅（高層住宅2棟136戸及び低層住宅194戸）及びその関連施設を移設・整備することが合意され、低層棟については平成16年6月に、高層住宅については平成17年3月に完成し、平成17年9月に米側へ提供された。

第3段階措置として、平成16年3月11日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の北谷東地区に160戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成17年3月の日米合同委員会において、建設実施が合意され、平成20年2月現在、工事实施中（156戸は完成、4戸工事中）である。

第4段階の措置として、平成17年3月11日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区及びアップープラザ地区に、104戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、

平成18年3月23日の日米合同委員会において、100戸の低層住宅の建設実施が合意され、平成20年2月現在、一部造成工事中である。

住宅統合については、約1,800戸の家族住宅を集約の上、建設することとしており、平成20年2月現在の工事建設の進捗状況は、米側に提供済みの住宅が466戸、工事完成が156戸、建設中が4戸、建設準備中が100戸（一部造成工事中）、合計726戸となっている。

## （2）訓練及び運用の方法の調整

- ア 県道104号線越え実弾砲兵射撃演習については、同演習の本土移転が合意実施されたことから、平成9年3月27日以降、沖縄での演習は事実上廃止された。現在、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、北富士演習場（山梨県）、東富士演習場（静岡県）、日出生台演習場（大分県）の5箇所の演習場において分散・実施されている。（年4回）
- イ パラシュート降下訓練については、移転先の伊江村が平成11年3月24日に受け入れを表明し、平成12年7月1日以降の訓練から日本側が経費を負担し、伊江島補助飛行場で訓練が実施されている。
- ウ 公道における行軍については、取り止められている。

## （3）騒音軽減イニシアティブの実施

- ア 航空機騒音規制措置については、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意がなされた。しかし、依然として環境基準値を超える騒音が発生している状況がある。
- イ 普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機の岩国飛行場への移駐は、普天間移設の関係でまだ実現していない。また、岩国飛行場から米国へのAV-8航空機14機の移駐については、既に完了している。なお、平成18年5月1日のSCCにおいて、KC-130飛行隊の岩国飛行場への移転と、訓練及び運用のため海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開すること等が合意された。
- ウ MC-130航空機の運用の移転については、平成8月12月、従来の海軍駐機場から主要滑走路の北西に移転している。  
嘉手納飛行場における海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入を表明し、平成20年3月現在、具体的な施設配置を日米で検討中とのことである。また、平成17年6月30日の日米合同委員会において、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが合意され、平成19年1月25日の日米合同委員会において、洗機施設の移転に係る建設工事の実施が合意され、平成20年3月現在、工事中である。
- エ 嘉手納飛行場の遮音壁については、平成10年3月26日の日米合同委員会において建設の実施が合意され、平成11年12月末に完成し、平成12年4月20日の同委員会で、米軍へ提供することが合意された。

## （4）地位協定の運用の改善

- ア 事故報告については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、米軍航空機事故の調査報告書の提供手続きに関する合意がなされた。また、平成9年3月31日の日米合同委員会において、事件・事故の通報体制の整備が合意された。
- イ 日米合同委員会合意の公表については、一層公表することを追求するとされた。
- ウ 合衆国の施設及び区域への立入については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、立入に関する新しい手続きが合意された。
- エ 米軍の公用車両の表示については、同措置についての合意が実施された。
- オ 任意自動車保険については、平成9年1月から地位協定の下にある全ての人員を、任意自動車保険に加入させることが決定された。
- カ 米軍人等が公務外で起こした事件に関する慰謝料の支払いについては、地位協定第18条6項の請求に関する支払い手続きを改善するよう共同の努力を行うとし、米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない場合、日本政府がその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力することが合意・実施されている。
- キ 検疫手続きについては、平成8年12月2日の日米合同委員会において、合衆国の船舶又は航空機が提供されていない飛行場に着くときは、日本国による検疫を受けるなど、人、動物及び植物の検疫に関する合意がなされた。
- ク キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去については、米国における米軍の射場に適用されている手続きと同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続きが実施されるとされた。

## 第5節 在日米軍再編

### 1 在日米軍再編の経緯

米国は、新たな安全保障環境に対応するため、軍の変革（トランスフォーメーション）を進め、特に、平成13年の9.11同時多発テロによる国際情勢の劇的な変化を受けて、軍の変革の動きと戦略の見直しを進展させてきた。また、その一環として、同盟国などとの緊密な連携の下、世界規模での軍事態勢の見直しを進めてきた。

そして、日米両国は、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

日米両国は、平成14年12月の日米安全保障協議委員会（SCC、いわゆる「2+2」、以下この節において「SCC」）において、日米間の安全保障に関する協議を強化することが確認されたことを受け、平成17年2月19日のSCCにおいて、第1段階の共通戦略目標が確認された。また、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

平成17年10月29日のSCCにおいて、共同文書「未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）が取りまとめられ、第2段階の日米の役割・任務・能力の具体的な方向性ととともに、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢についての具体的な方向性が示された。

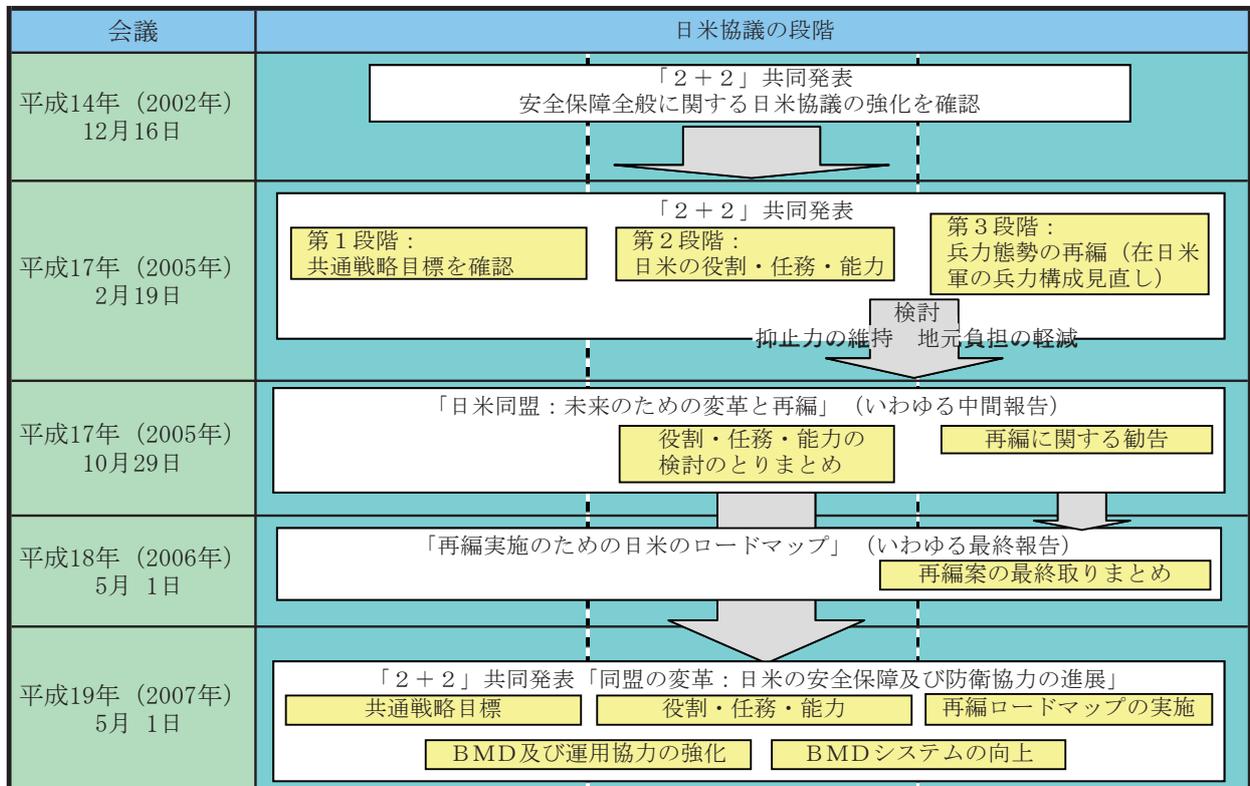
在沖米軍に関しては、普天間飛行場の県内移設、第3海兵機動展開部隊司令部のグアム移転等が示された。

そして、平成18年5月1日のSCCにおいて、それまでの一連の成果として「再編実施のための日米のロードマップ」（いわゆる最終報告）という形で、第3段階の兵力態勢の再編の最終的などりまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

在沖米軍に関しては、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等が示された。

なお、平成19年5月1日のSCCでは、1年前に合意された「再編実施のための日米のロードマップ」を着実に実施していくことの再確認と進展の評価、確認などが行われた。

参考：日米協議の全体像（日米安全保障協議委員会（SCC））



## 2 在日米軍再編に対する県の対応等

平成17年3月、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、米軍基地問題の解決を強く求める県民の意向や本県の実状を伝え、理解と協力を求めた。

その際、①海兵隊の県外移転、②嘉手納飛行場の運用改善、③陸軍複合射撃訓練場の建設中止、④日米地位協定の抜本的見直しの4項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。また、訪米に先立って、小泉総理大臣をはじめ関係大臣に対しても要請した。

平成18年5月11日、当時の稲嶺知事は防衛庁長官との間で、「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結した。

その内容は、

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性一に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

となっている。

平成18年5月30日、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。その内容は、在沖海兵隊のグアム移転を早期に実現することが示された一方で、沖縄県の移設条件や名護市の受入条件、地域振興などが明記され、地元の意向が反映されていた平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）の廃止などとなっている。

「再編実施のための日米のロードマップ」では、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小、キャンプ・ハンセン及び嘉手納飛行場の自衛隊との共同使用、嘉手納飛行場からの一部訓練の移転等が示されている。

県は、在沖海兵隊司令部を含む約8千人のグアムへの移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施を日米両政府に求めている。

特に、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、地元の意向を反映させ、計画的に実施される必要がある。

また、沖縄に残る施設・区域の整理・統合・縮小のための詳細な計画の作成及び自衛隊の共同使用等について、地元に対し十分な情報提供を行い、関係自治体の意見を聴取し、その意向を踏まえて米側と協議を進めるとともに、施設・区域の返還に伴う跡地利用への支援及び駐留軍従業員の雇用の確保についても、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の創設も含めきめ細かな対応することを求めている。

### 3 ロードマップ（沖縄県関連）の内容と進捗状況

#### (1) 普天間飛行場代替施設関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>1. 沖縄における再編</p> <p>(a) 普天間飛行場代替施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは護岸を除いて1800メートルとなる。</li> <li>この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。</li> <li>● 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。</li> <li>● 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。</li> <li>● 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。</li> <li>● 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。</li> <li>● 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。</li> <li>● 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。</li> <li>● 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年4月24日から国は、キャンプ・シュワブ周辺海域において現況調査のための現場確認作業実施</li> <li>○ 平成19年5月18日から国は、現況調査に必要な機器を設置し、順次調査開始</li> <li>○ 平成19年8月7日に国は、環境影響評価方法書（以下「方法書」）を沖縄県、名護市及び宜野座村へ送付</li> <li>○ 平成19年8月14日から9月13日まで国は方法書を公告・縦覧</li> <li>○ 平成19年10月22日に国は、方法書に対する住民等からの意見の概要を沖縄県、名護市及び宜野座村へ送付</li> <li>○ 平成19年11月7日第4回協議会開催</li> <li>○ 平成19年12月12日第5回協議会開催</li> <li>○ 平成19年12月21日、方法書に対する知事意見（飛行場部分）を沖縄防衛局に提出</li> <li>○ 平成20年1月21日、方法書に対する知事意見（埋立部分）を沖縄防衛局に提出</li> <li>○ 平成20年2月5日、国は県に方法書の追加・修正資料を提出</li> <li>○ 平成20年2月7日第6回協議会開催</li> <li>○ 平成20年3月4日、県は国に方法書の追加・修正資料に対する県の意見を提出</li> <li>○ 平成20年3月14日、国は方法書を確定</li> <li>○ 平成20年3月15日、国は環境影響評価（アセスメント）調査に着手した。</li> </ul>

## (2) 海兵隊グアム移転関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(b) 兵力削減とグアムへの移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。</li> <li>● 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。</li> <li>● 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。</li> <li>● 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年5月23日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法が成立し、国際協力銀行（JBIC）による出資、融資などの支援が可能となった。（法施行は平成19年8月29日）</li> </ul>

## (3) 土地の返還及び施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。</li> <li>● 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャンプ桑江：全面返還。</li> <li>○ キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。</li> <li>○ 普天間飛行場：全面返還。</li> <li>○ 牧港補給地区：全面返還。</li> <li>○ 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。</li> <li>○ 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。</li> </ul> </li> <li>● 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。</li> <li>● SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年3月までに作成するとしていた統合のための詳細な計画はまだ作成されていない。国によると米側と調整中とのこと。</li> </ul>

(4) 施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。</li> <li>● 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年8月7日に国（防衛施設庁）が、キャンプ・ハンセン共同使用について「キャンプ・ハンセンに関する三町村連絡協議会」と県に対し説明。</li> <li>○ 平成19年11月13日に金武町長、宜野座村長、恩納村長がキャンプ・ハンセン共同使用について受入を表明した。</li> <li>○ 平成20年2月7日にキャンプ・ハンセン共同使用について日米合同委員会で合意された。</li> <li>○ 平成20年3月17日及び18日に、初のキャンプ・ハンセン共同使用による陸上自衛隊の訓練が実施された。</li> </ul>

(5) ミサイル防衛

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>5. ミサイル防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫にPAC-3が配備された。</li> <li>・ 平成18年10月2日～13日 ミサイル本体を含む器材搬入</li> <li>・ 平成18年11月30日 PAC-3部隊任務開始式</li> </ul>

## (6) 訓練移転

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>6. 訓練移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。</li> <li>● 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。</li> <li>● 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。</li> <li>● 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。</li> <li>● 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。</li> <li>● 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。</li> <li>● 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年1月31日に、平成19年度の訓練移転に関する計画が発表された。</li> <li>・タイプⅠ訓練を19年度内に計12回程度実施する。</li> <li>・タイプⅡ訓練を19年度内に計3回程度実施する。</li> <li>・タイプⅠ訓練：1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する訓練</li> <li>・タイプⅡ訓練：1回につき6～12機の米軍機が8～14日間参加する訓練</li> </ul> <p>&lt;実施状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成19年3月5～8日に築城基地において嘉手納飛行場からの移転訓練実施（タイプⅠ）</li> <li>② 平成19年5月16～23日（土日除く）に小松基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ）</li> <li>③ 平成19年7月16～21日（土日除く）に三沢基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ）</li> <li>④ 平成19年9月3日～5日に新田原基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ）</li> </ul> <p>※（中止）平成19年11月5～16日に小松基地において嘉手納飛行場から移転訓練（タイプⅡ）が予定されていたが中止となった。</p>

参考

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

#### 4 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

政府は、平成18年5月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施することが重要との観点から、平成19年2月9日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」（再編特措法）を閣議決定し、通常国会に提出した。同法案は、同年5月23日に可決、成立し、同年8月29日に施行された。

同法の概要は以下のとおり。<sup>\*1</sup>

##### (1) 目的

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

##### (2) 再編交付金

###### ア 再編関連特定防衛施設の指定

防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

(ア) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

(イ) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

###### イ 再編関連特定周辺市町村の指定

防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前記ア（ア）及び（イ）に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

###### ウ 再編交付金

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

\*1：駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案要綱より

### (3) 国際協力銀行の業務の特例

- ア 国際協力銀行は、国際協力銀行法第一条<sup>\*1</sup>及び第二十三条<sup>\*2</sup>の規定にかかわらず、前記(1)の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。
- (ア) 駐留軍移転促進事業(駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。)に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- (イ) 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- (ウ) これらの業務に関連して必要な調査を行うこと。
- (エ) これらの業務に附帯する業務を行うこと。
- イ 国際協力銀行法第二十五条第一項<sup>\*3</sup>及び第二項<sup>\*4</sup>の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しないこと。

### (4) 駐留軍等労働者に係る措置

国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百十七号)第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

#### 豆知識

##### 基地従業員のMLC、IHAやMCとは?

日本国政府と在日米軍は、基地従業員を雇用する上で労務提供契約を結んでいます。MLC、IHA、MCとは、その労務提供契約の種類です。

MLCは「Master Labor Contract」の略で、基本労務契約に基づく従業員です。在日米軍の各司令部や部隊の機関に従事する通訳や事務員、警備員、作業員などの職種を対象とする契約です。

IHAは「Indirect Hire Agreement」の略で、在日米軍の諸機関(日米地位協定第15条に基づく機関、基地内のレストランや売店、クラブ等)の従業員を対象とする契約です。

MCは「Mariners Contract」の略で、在日米軍の非戦闘用船舶に従事する船員を対象とする契約です。

なお、基地従業員の募集業務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が行っています。

那覇支部：098-879-1023

コザ支部：098-932-1091

ホームページ：<http://www.lmo.go.jp/>

\*1：国際協力銀行法第1条「国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。」

\*2：国際協力銀行法第23条には、同法第1条に掲げる目的を達成するため、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するため、国際協力銀行が行う国際金融等業務が定められている。

\*3：国際協力銀行法第25条第1項「国際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資(以下「資金の貸付け等」という。)について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。」

\*4：国際協力銀行法第25条第2項「国際協力銀行は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け等を行うことが困難と認められる場合に限り、資金の貸付け等を行うことができる。」

## 第6節 普天間飛行場移設問題

### 1 背景と経緯

普天間飛行場は、市街地の中心部にあって、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えている。さらに、本県の振興開発を進めていく上で普天間飛行場の跡地利用は極めて重要であることから、地域住民をはじめ県民から早期返還を望む声が高まり、宜野湾市及び沖縄県はこれまであらゆる機会を通して、日米両政府にその返還を強く求めてきた。

平成7年11月、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置され、平成8年4月に中間報告を、同年12月に最終報告を発表し、普天間飛行場に関しては、5年乃至7年以内に十分な代替施設が完成し、運用可能になった後、全面的に返還すること、代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設すること等について合意した。

政府は、平成9年11月、「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」を沖縄県や名護市等に提示した。同年12月、地元名護市において海上ヘリポート建設を問う市民投票が実施され、建設に反対する票が賛成票を上回った。その経過の中で、当時の比嘉名護市長は、海上ヘリポート建設を受け入れることを表明して市長を辞職した。平成10年2月に行われた名護市長選挙で、前市長の推す岸本建男氏が当選した。名護市長選挙中に、当時の知事は、政府の示した「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」について受入拒否を表明した。

平成10年11月、任期満了に伴う県知事選挙が行われ、軍民共用空港案を公約に掲げた稲嶺恵一氏が当選し、平成11年3月1日、総務部知事公室に「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策課」が設置され、普天間飛行場の県内移設に向けた具体的な取り組みを開始した。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月22日に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力を要請した。また、同年11月24日、国に対し移設に当たっての県の考え方を提示した。

平成11年12月27日に、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受け入れを表明し、また、翌12月28日には、県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定され、平成12年8月には国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、2年間9回にわたる代替施設協議会を経て、平成14年7月29日、リーフ上を埋め立てて2,000メートルの滑走路を有する代替施設の建設等を内容とする基本計画が決定された。

平成15年1月には、地域の住民生活及び自然環境への影響に配慮しつつ円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。

平成15年11月、那覇防衛施設局は現地技術調査を行うため、公共用財産使用協議書を県に提出し、県は、平成16年4月、同協議書に同意した。また、同年4月、那覇防衛施設局は、環境影響評価方法書の公告・縦覧を開始した。

このような中、平成16年8月に沖縄国際大学の構内に米海兵隊所属ヘリコプターの墜落事故が発生し、市街地の中心部にある同飛行場の危険性を再認識させられた。県は、速やかに日米両政府に対し、普天間飛行場の危険除去のための対策を講じ、危険性を限りなくゼロにするなど再発防止に万全を尽くすよう強く求めた。

SACO最終報告に基づく移設作業が進められる一方で、米国政府は、冷戦の終焉、同時多発テロの発生など国際情勢の変化に伴い、世界における米軍のプレゼンス（軍事展開）、兵力構成、基地のあり方を全面的に見直すための米軍再編を進めており、在日米軍基地のあり方そのものが検討されていた。

そのため、当時の稲嶺知事は、平成17年3月に日米両政府に対し、普天間飛行場を含む在沖米海兵隊の県外移転など、4項目を基本的考え方として提示し、米軍再編中での基地負担の軽減を要請した。

しかしながら、地元で事前の説明もなく、平成17年10月に米軍再編協議の中間報告として、日米両政府がキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間飛行場代替施設を設置する新たな移設案で合意した。この新たな合意案については、これまでの経緯を踏まえれば、県として、容認できるものではなく、また名護市など地元関係自治体からも反対が表明された。

平成18年1月、名護市長選挙で岸本市長の後継者である島袋吉和氏が初当選した。同年4月7日、政府は、名護市及び宜野座村が求めていた集落内の上空の航空機の飛行を回避するため、V字型の滑走路とする新たな政府案を提示した。名護市は新たな政府案を基本として代替施設の位置など具体的な建設計画について継続的に協議し、結論を得ることで防衛庁と基本合意書を交わし、同日、宜野座村も同様の基本合意書を交わした。

平成18年5月1日、V字型に2本の滑走路を設置する修正を加えた政府案で、日米間での最終合意がなされた。同年5月11日、稲嶺知事は防衛庁長官との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を取り交わし、政府案を基本として、互いの立場の違いを踏まえつつ今後、この確認書をもとに誠意をもって継続的に協議していくことを確認した。

平成18年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定した。同年8月29日、政府は「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、同日第1回の協議会が開催された。県は、稲嶺知事が出席し、協議会において普天間飛行場の危険性除去など県としての基本的考え方を述べた。

平成18年11月19日、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で、現行のV字型案は容認できないことや、普天間飛行場の危険性除去などを公約に掲げた仲井眞弘多氏が当選した。

平成18年12月25日に開催された第2回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会には、仲井眞知事が出席し、多くの県民が「頭越し」に決められたことに対し強い不満を抱いていること、普天間飛行場の3年目途の閉鎖状態の実現を図ること及び、現行のV字案のままでは賛成できないこと、10年間も据え置かれている普天間飛行場移設問題の早期の解決に努めたい旨を発言した。

平成19年1月19日、第3回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催され、基本合意書及び、基本確認書に基づき、政府が、沖縄県、名護市等地元と誠意をもって継続的に協議していくことを確認した。さらに、政府側から環境影響評価の手法について説明があった。

平成19年3月27日、那覇防衛施設局は、現況調査に伴う公共用財産使用協議書を県に提出し、同年4月24日、県は同協議書に同意した。同年5月18日、那覇防衛施設局は名護市辺野古海域の現況調査の一環として、サンゴの産卵状況を調べる着床具や海象調査機器の設置を行ったが、その際、海上自衛隊掃海母艦「ぶんど」が派遣され海上自衛隊の動員があった。県は、海上自衛隊を動員するような状況にあったとは考えられず、反自衛隊感情を助長するようなことは避けるべきとの知事コメントを発表した。

平成19年5月23日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立した。

平成19年8月7日、那覇防衛施設局は環境影響評価の方法書を県に送付した。県としては、環境影響評価の手法の前に、県や地元名護市の意見を踏まえ、代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画を協議することや、県の求める現在の普天間飛行場の3年目途の閉鎖状態の実現について、政府の誠意ある姿勢を示すよう求めていたが、これらの条件が整理されていないことから、方法書の受け取りを保留し、防衛省に再考を求めた。8月14日、那覇防衛施設局は、環境影響評価の手法を進め、方法書の公告・縦覧を開始し、10月22日には方法書に対する住民等意見の概要書が県に提出された。県として、これ以上方法書の受取を保留し知事意見を述べないことは、方法書に対する異議はないものとされかねないことから、住民等意見の概要書を受け取り、知事意見の形成に向け取り組むこととした。

平成19年11月7日、第4回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催され、これまでの沖縄担当大臣及び防衛大臣による共催から、内閣官房長官主宰に変更された。協議会の中で、仲井眞知事は、可能な限り沖合に移動する必要があることや、平成19年8月10日に防衛省から発表された普天間飛行場の場周経路の再検討を中心とする安全対策は、普天間飛行場の危険性除去に向けた抜本的対策とは言えず、同飛行場の3年を目途とする危険性の除去、騒音の軽減に向け、政府が最大限努力することを求めた。

同年12月12日に開催された第5回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会では、仲井眞知事は、代替施設に係る環境影響評価方法書の内容が具体性に欠けることから、環境評価審査会の委員からも審査が困難との声が上がっており、県としても極めて問題が多いと考えていることや、県や地元が建設計画を検討する上で必要な情報は可能な限り公開すること等を求めた。

一方、環境影響評価方法書については、平成19年10月30日、県が環境影響評価審査会に諮問、同年11月9日に第1回県環境影響評価審査会が開催され、同年11月27日には、名護市長及び宜野座村長から環境影響評価方法書に対する意見書が県に提出された。同年12月17日、環境影響評価方法書に対して、県環境影響評価審査会から、県環境影響評価条例に基づく飛行場建設事業に関する答申が県知事に提出された。これを受け、同年12月21日、知事は県条例の対象となる飛行場部分の建設について、36項目233件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。

平成20年2月7日、第6回の協議会が開催され、仲井眞知事は、アセスの許認可は知事意見を踏まえ、法令に基づき、適切に判断すると述べ、更に、代替施設を可能な限り沖合に移動することや、普天間飛行場を「3年目途の閉鎖状態」とすることについて、政府に改めて申し入れた。町村官房長官からは、「沖合へのというかねての話も念頭に置き、早期決着に向け努力したい。」旨の発言があった。

## 2 SACO最終報告を受けての普天間飛行場移設に向けた取り組みについて

### (1) 普天間飛行場移設候補地の選定

#### ア 選定に当たっての基本的考え方

移設候補地の選定に当たっては、下記の4項目の基本方針を設定し、候補地の選定作業を行った。候補地は空港の立地が可能と思われる7カ所を選定し、運航空域条件、社会条件、建設条件、自然条件等について検討した。その結果、移設候補地を2カ所に絞り込み、最終的には、運行空域確保の問題、騒音の問題、アクセスの問題等様々な観点から検討した結果、総合的に判断し、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であるとの結論に達した。

- (ア) 米軍基地の整理・縮小を図るものであること。
- (イ) 住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること。
- (ウ) 建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること。
- (エ) 県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること。

#### イ 選定理由

- (ア) 米軍基地の整理・縮小が図られること

現在の普天間飛行場を縮小し、既存の米軍施設・区域内に移設することにより、沖縄の米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理・縮小を着実に進めることができる。

- (イ) 騒音の影響を比較的小さくすることができること

航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できる。また、海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できる。

#### ウ 地域振興の促進に寄与することができること

- (ア) 地域の経済振興を図ることができる。

当該地域は、一定規模以上の空港の立地が可能であり、軍民共用空港を設置することにより、新たな航空路の開設や空港機能を活用した産業の誘致など地域経済発展の拠点形成することができ、移設先及び周辺地域はもとより北部地域の自立的発展と振興につながり、ひいては県土の均衡ある発展を実現することができる。

- (イ) 空港整備による交通ネットワークの形成が期待できる。

当該地域は、国道329号と沖縄自動車道が近接し、沖縄本島西側と中南部地域を連結している。新たな空港の整備に伴い、高規格道路の北部延伸など新たな道路を整備することにより、空港を中心とした交通ネットワークが形成され、空港活用の利便性の向上や地域の活性化を図ることができる。

### (2) 代替施設協議会について

普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議する代替施設協議会は、平成12年8月25日に設置され、平成14年7月29日までに計9回開催された。第1回から第6回までの協議会においては、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけ、建設地点の地形・生物分布等の状況、航空機騒音等の生活環境への影響、ジュゴンの予備的調査や珊瑚・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体的な検討に当たっての留意事項などについて意見交換を行った。

第7回協議会では、3工法8案について報告があり、第8回協議会では、県、名護市、東村及び宜野座村の意向を踏まえて、具体的建設場所、規模、工法等に関する「代替施設基本計画主要事項に係る取扱い方針」が了承された。平成14年7月29日の第9回協議会においては、代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

### 3 米軍再編における普天間飛行場移設問題の取り扱いについて

米軍再編最終報告（再編実施のための日米のロードマップ）の主な内容は以下のとおり。

- (1) 普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- (2) 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- (3) 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

- (4) 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- (5) 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場返還の前に、必要に応じて行われる。
- (6) 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- (7) 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立となる。
- (8) 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

#### 4 米軍再編最終報告後の移設に向けた取り組み及び課題について

##### (1) 在沖米軍再編に係る基本確認書について

平成18年5月11日に稲嶺知事は額賀防衛庁長官と「在沖米軍再編に係る基本確認書」を取り交わした。この基本確認書は、政府と沖縄県の立場の相違を踏まえ、米軍再編最終報告を起点に、今後とも継続的に協議を進めていくということを確認するものである。

基本確認書の合意内容は、次の5項目である。

ア 在日米軍の抑止力の維持と沖縄県の負担軽減が両立する方向で対応すること。

イ 防衛庁と沖縄県は、5月1日に日米で承認された政府案を基本として

(ア) 普天間飛行場の危険性の除去

(イ) 周辺住民の生活の安全

(ウ) 自然環境の保全

(エ) 同事業の実行可能性

に留意して対応すること。

ウ 今後、防衛庁と沖縄県、名護市等とは普天間飛行場の代替施設建設計画について誠意をもって継続的に協議すること。

エ 政府は閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市等と事前にその内容について協議すること。

オ 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用改善等、対応を検討すること。

##### (2) 普天間飛行場のキャンプ・シュワブ沿岸部移設に向けた仲井眞県政の対応

普天間飛行場の移設について、県外移転がベストであるが、今回の米軍再編協議の経緯、我が国を取り巻く国際情勢等から判断すると、その実現は困難であることから、普天間飛行場の早期の移設や危険性除去のためには、県内移設もやむを得ないと考えている。

しかしながら、在日米軍再編の実施に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であり、とりわけ代替施設の建設という、住民生活に大きな影響を与えかねない事柄については、地元の意向に対する十分なる配慮が必要であると考えている。

普天間飛行場移設問題を早期に解決しなければならないという認識は、日米両政府と県の一致した認識であると考えており、その進め方については、政府と県が交わした基本確認書、政府と名護市及び宜野座村が交わした基本合意書を基に、政府と県、地元市町村で協議をしながら進めていくべきものであると理解している。

そのため、県としては、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」において、次の二つについて、まず、協議がなされるべきと考えている。

##### ア 普天間飛行場の3年を目途とする閉鎖状態の実現について

現在の普天間飛行場の危険性については、移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、基地の提供責任者である政府において、訓練の分散・移転、移駐など、あらゆる方策を検討し、3年を目途に普天間飛行場のヘリ等の運用を極力減らすことを求める。

##### イ 現行のV字型案のままでは賛成できないことについて

名護市が求めている可能な限り生活の場から、代替施設を沖合側に寄せてもらいたいという提案については、周辺住民の安全に影響を及ぼさないことなどを目的としており、その考え方は尊重されるべきと考えている。

そのため、代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画が、県、関係市町村と政府の間で協議されることが必要である。

県としては、今後も地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、政府と協議し、移設問題の確実な解決を図っていきたい。

### ウ 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会について

普天間飛行場代替施設の具体的な建設計画、安全・環境対策、普天間飛行場の危険性の除去及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議する普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会は、平成18年8月29日に設置され、平成20年2月7日までに6回の協議会が開催された。これまでの協議会では、防衛庁長官と県知事の間で交わした基本確認書並びに防衛庁長官と名護市長及び宜野座村長との間で交わした基本合意書に基づき、継続的に協議していくことを確認した。

また、協議会において仲井真知事は、普天間飛行場の危険性の除去について、3年を目途に閉鎖状態とすることを求めるとともに、現行のV字案のままでは賛成できない旨発言してきたが、建設計画に関する県や地元の正当な主張ができなかったことなどから、その後、協議会が開催できない状況となった。

平成19年11月7日、約10ヵ月ぶりに第4回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催され、これまでの沖縄担当大臣及び防衛大臣による共催から、内閣官房長官主宰に変更され、今後は、互いに率直な意見交換ができるよう配慮がなされた。協議会の中で、仲井真知事は、可能な限り沖合に移動する必要があることや、平成19年8月10日に発表された場周経路の再検討を中心とした安全対策は、普天間飛行場の危険性除去に向けた抜本的対策とは言えず、同飛行場の3年を目途とする危険性の除去、騒音の軽減に向け、政府が最大限努力することを求めた。

平成19年12月12日には、第5回の協議会が開催され、協議会の中で、仲井真知事は、代替施設に係る環境影響評価方法書の内容が具体性に欠けることから、環境評価審査会の委員からも審査が困難との声が上がっており、県としても極めて問題が多いと考えていることや、県や地元が建設計画を検討する上で必要な情報は可能な限り公開すること等を求めた。

平成20年2月7日、第6回の協議会が開催され、仲井真知事は、アセスの許認可は知事意見を踏まえ、法令に基づき、適切に判断すると述べ、更に、代替施設を可能な限り沖合に移動することや、普天間飛行場を「3年目途の閉鎖状態」とすることについて、政府に改めて申し入れた。町村官房長官からは、「沖合へのというかねての話も念頭に置き、早期決着に向け努力したい。」旨の発言があった。

#### 豆 知 識

##### キャンプ・フォスター、キャンプ・バトラーってどこ？

米軍人等からよく聞く名前ですが、日米両政府間で合意された正式な施設名等ではなく、過去の経緯から米軍が独自で使用しているものです。

米軍は「キャンプ瑞慶覧」を「キャンプ・フォスター」、「沖縄に駐留する海兵隊基地すべてを含む軍組織」を「キャンプ・バトラー」と呼び（従って、海兵隊の基地名ではありません。）、その司令部は「キャンプ・フォスター」内にあります（キャンプ・バトラーには、本土にある演習場の「キャンプ富士」も含まれています）。

また、「キャンプ瑞慶覧」はいくつかの地区に分けられており、その中に「フォスター地区」、「バトラー地区」と呼ばれている地区があります（第8章「基地の概要」の「キャンプ瑞慶覧」の項参照）。

その他、キャンプ・キンザーと呼ばれている施設は正式には「牧港補給地区」であり、キャンプ・レスターと呼ばれている施設は正式には「キャンプ桑江」のことであります。

なお、キャンプ・フォスターやキャンプ・キンザー、キャンプ・レスターなど、在沖海兵隊基地の名称の多くは、第二次世界大戦中、沖縄で戦死し名誉勲章を受章した兵士の名前に由来するものです。